

ワンストップ特例申請書 記載例

令和 ○○ 年寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和 ○○年 ○○月 ○○日 北上市長あて	整理番号	111111	
住所 東京都千代田区千代田1番地	フリガナ	トウキョウ タロウ	
	氏名	東京 太郎	
電話番号 03-3111-xxxx	生年月日	昭和26年01月01日	
<p>「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。</p> <p>あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。</p> <p>（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。</p> <p>（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。</p>			
1. 当団体に対する寄附に関する事項			
寄附年月日 令和○○年○○月○○日	寄附金額 ○○○○○ 円		
2. 申告の特例の適用に関する事項			
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。			
① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である			<input checked="" type="checkbox"/>
<p>（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、（1）及び（2）に該当すると見込まれる者をいいます。</p> <p>（1） 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者</p> <p>（2） 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者</p>			
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である			<input checked="" type="checkbox"/>
<p>（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。</p>			
本人確認書類(写)貼付欄			
※確認書類を貼るスペースが足りない場合は、貼らずに同封してください。			
①個人番号確認書類	②身元(実存)確認書類		

提出日を記入

住所・氏名・電話番号・生年月日、全て記入

個人番号
(マイナンバー)を記入
【！ご注意！】
記入されない場合、
ワンストップ特例制度は適用されません。

寄附をした年月日と金額を記入

確定申告不要の方が、ふるさと納税による寄附をした場合のみチェック

その年のふるさと納税による寄附を行った自治体数が5以下である場合のみチェック
(寄附回数ではなく、寄附先の自治体数)

①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。

注意事項

- ・記入漏れが無いようお願いします。記入内容を訂正する場合は、訂正する箇所を二重線で消し、その上に訂正印を押印してください。
- ・ワンストップ特例制度申請後に、医療費等の控除や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合は、申請が無かったものとみなされます。
- ・その年のふるさと納税による寄附先が5自治体を超えた場合、申請の対象となりませんので、確定申告を行ってください(寄附回数ではなく、寄附先の自治体数)。

ワンストップ特例制度をご利用される方へ

ワンストップ特例申請書と確認書類をご提出ください

【ワンストップ特例申請書提出期限】寄附お申込みの翌年1月10日まで

確定申告が不要な方(給与所得者)のうち、ふるさと納税の寄付先が年間(1~12月)で5自治体以内の方は、ワンストップ特例制度の対象となります。特例制度を利用される場合は、申請書に個人番号(マイナンバー)を記入のうえ、確認書類を添えて、北上市役所へ郵送してください。

1 注意事項

- ・郵送する際は、添付の返信用封筒をご利用ください。
- ・ワンストップ特例制度を利用すると、所得税からの還付は発生せず、個人住民税の軽減が行われます(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます)。
- ・年内に複数回の寄附をされる方がワンストップ特例申請を行う場合は、お申し込みの度に特例申請書の提出が必要となります。
- ・申請後、寄附翌年の1月1日までに住所・氏名などの変更があった場合には、変更届出書を北上市に提出してください(寄附の翌年1月10日まで)。
様式については、北上市ホームページまたはふるさとチョイスからダウンロードしてご利用いただくか、下記担当へお問い合わせください。

2 添付書類について

添付書類として、本人確認書類(番号確認書類・身元確認書類の2つ)が必要となります。

下記A~Cの3パターンの組合せのうちいずれかを選び、申請書に貼り付けるか、封筒に同封して提出してください。

【本人確認書類一覧】

	番号確認用		身元(実存)確認用
A	「個人番号カード」のコピー1枚(裏) 	+	「個人番号カード」のコピー1枚(表) 
B	「通知カード」のコピー 又は 「住民票(個人番号付き)」のコピー 	+	写真付き公的機関発行の身分証明書 いずれかのコピーを1枚 運転免許証・旅券(パスポート)・住民基本台帳カード(顔写真付き)・身体障害者手帳・保険福祉手帳・精神障害者保険福祉手帳・在留カード・特別永住者証明書・療育手帳など
C	「通知カード」のコピー 又は 「住民票(個人番号付き)」のコピー 	+	写真なし身分証明書 いずれか2種類のコピーを1枚ずつ 公的医療保険の被保険者証(健康保険証)・医療受給者証・介護保険被保険者証・各種年金証書・特別児童扶養手当証書・官公署がその職員に発行した身分証明書・民間企業の社員証 など

担当 北上市商工部産業雇用支援課産業連携係
連絡先 〒024-8501 岩手県北上市芳町1番1号
TEL 0197-72-8236 FAX 0197-64-2171
Mail: furusato@city.kitakami.iwate.jp